

障害児通所支援事業所 御中

江東区障害福祉部障害者施策課長
江東区障害福祉部障害者支援課長

緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所の対応について

日頃より、江東区の障害福祉の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、東京都には去る1月7日に緊急事態宣言が発出され、厚生労働省及び東京都からは既に標記に係る通知がなされております。このことを踏まえ、江東区内の各事業所においては、以下の対応をお願いいたします。

記

1 サービスの提供について

障害児通所支援事業所が提供するサービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであることから、十分な感染防止対策を行ったうえで、必要なサービスを継続的に提供するようお願いいたします。

2 代替的サービスについて

児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、事業所が居宅への訪問、電話等の方法で児童の健康管理や保護者への相談援助など、可能な範囲での支援の提供を行ったと区が認める場合には、引き続き報酬の算定対象とすることができることに留意してください。

なお、放課後等デイサービスにおける代替的サービスの提供分については、令和2年度に限り、利用者負担額を区が補助しているので、利用者に対し請求を行わないでください。(事業所は利用者負担額も含めて国保連経由で区に請求を行ってください。)

【参考】

「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」(令和3年1月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

「緊急事態宣言を踏まえた障害児通所支援事業所及び障害児入所施設の対応について」(令和3年1月8日付2福保障施第2692号)

「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための障害児通所支援事業所の対応について(通知)」(令和2年7月31日付東京都福祉保健局障害者施策推進部障害児・療育担当課長事務連絡)

【問い合わせ先】江東区障害福祉部障害者支援課

(請求に関すること) 支援調整係 03-3647-9507

(支援等に関すること) 在宅生活相談係 03-3647-4308